

(別紙)

ZEHの判断基準に係る第三者認証業務約款

申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、この約款（ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）第三者認証申請書（以下「申請書」という。）及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及びZEHの判断基準に係る第三者認証業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「契約」という。）を履行する。

（甲の責務）

- 第1条 甲は、「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の判断基準」（平成27年12月17日付経済産業省「ZEHロードマップ検討委員会」とりまとめ。以下「判断基準」という。）のうち申請する判断基準の種別を申請書に明記しなければならない。
- 2 甲は、規程に基づき、申請書を含む認証用提出図書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、乙の提出された書類のみでは認証を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の認証の業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 4 甲は、規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の認証料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、乙の認証のための審査において、対象住宅の計画に関し、乙がなした判断基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上定めた期日までに速やかに認証用提出図書の修正その他の必要な措置をとらなければならない。

（乙の責務）

- 第2条 乙は、この約款及び規程にしたがい、公正、中立な立場で厳正かつ適正に認証の業務を行わなければならない。
- 2 乙は、引受承諾書に定められた第3条に規定する業務期日までにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）第三者認証認証書（以下「認証書」という。）を交付し、又は認証書を交付できない旨を通知しなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

- 2 乙は、甲が第1条及び第6条第1項に定める責務を怠ったとき、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
- 3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由を正当であると認める場合は、乙は業務期日の延期をすることができる。
- 4 第2項及び第3項の場合、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項について、甲乙は協議して定める。

(認証料金の支払期日)

第4条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
- 3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、認証書を交付しない。この場合において、乙が当該認証書を交付しないことによって甲に生じた損害について、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(認証料金の支払方法)

第5条 甲は、規程に基づく認証料金を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(認証書交付前の変更申請)

第6条 甲は、認証書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日までに速やかに乙に通知するとともに、変更部分の認証用提出図書を乙に提出しなければならない。

- 2 乙が、前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当初の認証の申請を取り下げ、別件として改めて乙に認証を申請しなければならない。
- 3 前項に規定する認証の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、認証の業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了

しない場合又はその見込みのない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告し、なお、是正されない場合。

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって認証の申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、認証料金が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、認証料金が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、認証料金がいまだ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った認証料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに規程に基づく認証料金を支払わない場合。
 - (2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間定めて催告し、なお、是正されない場合。
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に認証書を交付することができない場合。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、認証料金が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また、認証料金がいまだ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項の定めるもののほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、認証することにより、対象住宅が、建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。

- 2 乙は、認証することにより、対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。
- 3 乙は、甲が提出した認証用提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な認証の業務を行うことができなかった場合は、当該認証の業務の結果に責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合。
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義が生じた事実については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この契約は、平成28年3月16日より施行する。